

(法務委員会)

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第七号)(衆

議院送付)要旨

本法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法ほか百十八の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。